

飲酒運転根絶県民運動実施中!

飲酒運転は**犯罪**です。

飲酒運転をしないことは
もちろんのこと、**周りの人への
声掛け等により、県民一丸と
なって飲酒運転を根絶しよう!!**

※令和7年中の飲酒絡み事故の構成率は**5年連続全国ワースト!!**



【県内の飲酒運転の現状】(令和8年4月末時点)

- 飲酒絡み事故発生件数・・・**23件**(前年比+7件)
- 飲酒絡み事故死者数・・・**3人**(前年比-2人)
- 飲酒運転検挙件数・・・**392件**(前年比+43件)

飲酒運転周辺者も罰則の対象

酒酔い運転

アルコール濃度の検知値には関係なく、酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態)で車両を運転すること。

罰則

5年以下の拘禁刑または**100万円**以下の罰金

行政処分

違反点数**35点**、免許取消欠格期間**3年**

酒気帯び運転

呼気1リットル中、0.15mg以上のアルコールを体内に保有した状態で車両を運転すること。

罰則

3年以下の拘禁刑または**50万円**以下の罰金

行政処分

0.25mg未満・・・違反点数**13点**、免許停止**90日**
0.25mg以上・・・違反点数**25点**、免許取消欠格期間**2年**

車両提供者

酒気を帯びて飲酒運転をするおそれのある者に対して、車両を提供した者は、飲酒運転をした運転者と「同罪」になります。

運転者が酒酔い運転をした場合

罰則 5年以下の拘禁刑または**100万円**以下の罰金

運転者が酒気帯び運転をした場合

罰則 3年以下の拘禁刑または**50万円**以下の罰金

酒類提供者

飲酒運転をするおそれのある者に対して、酒類を提供した者は、飲酒運転を助長する違法行為となります。

運転者が酒酔い運転をした場合

罰則 3年以下の拘禁刑または**50万円**以下の罰金

運転者が酒気帯び運転をした場合

罰則 2年以下の拘禁刑または**30万円**以下の罰金

飲酒運転車両への同乗者

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるよう依頼・要求して飲酒運転車両に同乗することは、飲酒運転を容認する悪質な違法行為です。

運転者が酒酔い運転をした場合

罰則 3年以下の拘禁刑または**50万円**以下の罰金

運転者が酒気帯び運転をした場合

罰則 2年以下の拘禁刑または**30万円**以下の罰金

自転車の違反に青切符が導入

2026年4月1日から

自転車の交通違反に対して、自動車などと同様に反則金を納める「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」制度が適用されました。

対象となる行為は**100種類以上**

対象となる年齢は**16歳以上**

反則金額は原付バイクと**同等**

自転車特有の違反



傘差し運転

二人乗りなど

主な違反(青字は反則金)

信号無視 6,000円	指定場所一時不停止 5,000円	ながらスマホ 12,000円
車道の右側通行 6,000円	並進 3,000円	酒気帯び運転などの悪質な違反については従来どおり、刑事処分対象となり、「赤切符」等で処理されます。

3年以内に特定の違反を反復して行くと「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。(対象年齢14歳以上)

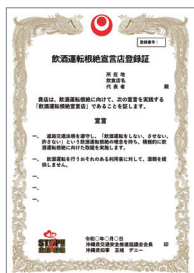
飲酒運転根絶宣言店の募集

「飲酒運転をしない、させない、許さない」

沖縄県では、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、飲酒運転根絶を宣言し実践する飲食店を募集・登録します。

登録されると、次のような特典があります。

- 登録証の交付
- 沖縄県のホームページに、飲食店名・所在地等を掲載
- 交通安全啓発物等の配布
- 飲酒運転根絶ロゴマークの使用(申請不要)
- 県知事表彰の対象(飲酒運転根絶対策功労表彰)



登録の対象

沖縄県内で営業し、来店者に酒類を提供する飲食店で、推進項目(様式2)の必須条件を除き、3項目以上を宣言し実践できる飲食店。

※店舗の形態に関わらず、店内で酒類を提供する場合であれば対象となります。
(例)居酒屋、BAR、スナック、ラーメン屋、お好み焼き屋、ファミリーレストランなど

申込方法

沖縄県のホームページから登録申込書・推進項目の様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ生活安全安心課に郵送又はFAXにて提出。

問合せ先

沖縄県生活福祉部生活安全安心課 交通安全市民活動班
TEL:098-866-2187 FAX:098-866-2789
E-mail:aa024007@pref.okinawa.lg.jp

